

施設使用料の算出に関する基本方針（案）パブリックコメント実施結果について

1 趣旨

諏訪市は、昭和30年代以降に整備した公共施設の老朽化に伴う修繕や昨今の物価高騰等により、施設の維持管理経費が増加している現状があります。また、使用料収入では不足する維持管理経費を公費（税金）で補填しているため、施設を利用していない市民の負担が増大しているという課題があります。諏訪市では、平成29年に「諏訪市公共施設等総合管理計画」を策定し、時代の変化に即した施設のあり方を精査する中で、統廃合や再編、長寿命化等に取り組み、施設総量の適正化に努めてまいりました。この計画は令和8年度で10年間の計画期間が満了し、施設全体の総延床面積を10%以上縮減するという所期の目標を達成する見込みとなりました。

そこで、今後も市民生活に不可欠な施設として位置付けた施設については、サービスの質や利便性を維持しながら安定的に運営していくための具体的な方策を定め、課題解決に向けて早期に着手していく必要があります。本方針は、社会情勢の変化に的確に対応した使用料の算出方法を定め、受益と負担の公平性を確保した適正な料金設定を行うことを目的としています。

2 募集期間

令和8年5月18日 ～ 令和8年6月17日

3 閲覧方法

諏訪市役所財政課
諏訪市ホームページ
市役所掲示板
本館、豊田、四賀、中洲及び湖南の各公民館並びに市役所掲示板
諏訪市役所1階ロビー情報コーナー

4 意見件数

意見件数：4件 意見者：3人（提出方法：郵便1人、持参2人）

5 意見・提案等に対する市の考え方

対応区分	対 応 方 針	件 数（件）
A	計画案を修正・追加する。	0
B	計画案は修正しないが、今後の取り組みにおいて参考にする。	2
C	検討の結果、計画案には反映しない。	2
合 計		4

整理番号	計画・条例（案）の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
1	全般	全般	基本的な考え方は理解できますし、賛成ですが、受益者負担割合や変更になる使用料の金額を早く教えてほしい。	今回の基本方針（案）は、パブリックコメント後に市で再検討し、外部組織である行政改革推進委員会での審議を経て決定する予定です。具体的な受益者負担割合や使用料の金額につきましては、基本方針に基づき算出し、各施設の審議会等でご意見を伺った上で公表をしております。	C
2	4	使用料原価の算出方法	公共施設の建設にかかった費用は建設時に支払済みのはずだと思います。後になって公共施設を使う人が建設費の一部を使用料で負担するのは、利用者が払いすぎている感じがしておかしいと思いますが、大丈夫なんですか？	公共施設の建設費については、建設時に市民の皆様からの税金等を原資として支払いをしております。基本方針（案）では、使用料を算出する元となる使用料原価に減価償却費を含めており、建設費や改修費を耐用年数に応じて分割して計上しております。分割計上することにより、建設費等を建設時の市民が全額負担するのではなく、公共施設が利用可能な限り、施設の利用により受益を受ける利用者が公平に負担していくことができると考えております。	C

3	5	使用料原価の算出方法	使用料原価の計算式ですが、仮に分母の年間利用者数が増加すれば、個人利用施設においては使用料原価が減少することになります。使用料原価が減少すれば、年間利用者数のさらなる増加が見込まれます。しかし利用者の増加は利便性の低下につながりますので、利便性との関係も考慮に入れながら進めていく必要があると思います。 また施設ごと料金の増減に対する利用者数の増減が違います。このようないわゆる需要の価格弾力性も考慮にいれながら検討する必要があると思います。	【利便性との関係について】 使用料が低下すれば利用者増が期待される一方、混雑の問題が発生するなど、利便性が低下する可能性が考えられることはご指摘のとおりです。市といたしましては、見直し後の使用料による施設利用者数の推移を予測することは困難であると考えており、そのため、基本方針（案）では、美術館等の個人利用施設については、過去3年間の利用実績という客観的な数値に基づき使用料原価を算出しています。一方、施設の利便性は、利用満足度に直結するものと考えていますので、基本方針（案）8P、「Ⅲ見直しに向けた使用料の具体的な設定方法」に規定している「同種・類似施設間の均衡」や「サービス水準の見直し」などの留意事項に基づき、現行使用料を維持することも含めて検討してまいります。また、使用料は4年ごとに検証するため、施設利用者数の推移を考慮に入れながら見直しを進めてまいります。 【需要の価格弾力性について】 基本方針（案）は、公共施設の設置目的に基づき、公費負担と利用者負担の適切な割合を設定することで、公費の公平な配分や施設の持続可能な運営を図ることを目的としています。具体的には、公共性や必需性の高い施設では公費負担を大きくし、市場性や選択性が高い施設ではその度合いに応じた利用者負担をお願いするものです。 また、基本方針では、公共施設が営利目的ではなく、市民の福祉の増進や利便性の向上を目的としている点を踏まえ、需要の価格弾力性を使用料設定の判断基準としては用いておりません。ただし、利用料の設定による影響については、使用料設定における留意事項を踏まえて、適切に検討してまいります。	B
4	8	使用料設定における留意事項	「（2）利用実態に即した調整」とありますが、市民、非市民では受益者負担割合以外にも個別の需要量を考慮する必要があります。例えば市民で頻繁に利用する人と、非市民で偶々1回利用する人では、その施設に対する需要量が違い、年間の対価の支払量なども当然違ってくるので、その施設への貢献度も違ってくることになります。一律に同料金にすると、却って不公平感が生じることとなります。このため、いわゆる差別価格を設定するなど、不公平感のない料金設定にする必要があると思います。	今回の基本方針（案）は、受益と負担の公平性の観点から、施設利用者に統一的な基準に基づく適正な対価として使用料を負担いただく考えとしていることから、市民、市外の利用者との料金の差別化は設けておりません。 しかしながら、ご意見のとおり、市民、市外の利用者における使用料を差別化している自治体があることは認識しております。使用料を設定する際には、施設利用者がより使いやすくなるよう、利用状況等を考慮し、料金体系の見直しも含めて検討していきます。	B